

第十二回国会 大蔵委員会 會議録 第五号

昭和二十六年十月二十七日(土曜日)

午前十一時一分開議

出席委員

委員長 夏堀源三郎君

理事 奥村又十郎君 理事 小山 長規君

理事 西村 直己君 理事 内藤 友明君

有田 二郎君 川野 芳満君

佐久間 徹君 清水 逸平君

高間 松吉君 三宅 則義君

宮崎 靖君 宮腰 喜助君

高田 富之君

出席國務大臣

法務總裁 大橋 武夫君

出席政府委員

大蔵政務次官 西川甚五郎君

大蔵事務官 平田敏一郎君

(主税局長) 石田 正君

大蔵事務官 内田 常雄君

(理財局長) 佐藤 寿美君

大蔵事務官 酒井 俊彦君

(理財局長) 上田 克郎君

大蔵事務官 佐々木庸一君

(理財局長) 椎木 文也君

大蔵事務官 黒田 久太君

大蔵事務官 佐々木庸一君

(理財局長) 椎木 文也君

大蔵事務官 黒田 久太君

大蔵事務官 佐々木庸一君

(理財局長) 椎木 文也君

大蔵事務官 黒田 久太君

大蔵事務官 佐々木庸一君

(理財局長) 椎木 文也君

大蔵事務官 黒田 久太君

大蔵事務官 佐々木庸一君

(理財局長) 椎木 文也君

大蔵事務官 黒田 久太君

大蔵事務官 佐々木庸一君

(理財局長) 椎木 文也君

豊平町地内旧陸軍用地を無償に下げの請願(河口陽一君紹介)(第三四七号)

冷蔵器に対する物品税撤廃の請願(三宅則義君紹介)(第三四八号)

終戦後外地における被接収船舶の国内補償に関する請願(岡田五郎君紹介)(第四一八号)

在外公館等借入金返済実施に伴う現地通貨の換算率に関する請願(塚田十一郎君紹介)(第四一九号)

同外二件(若林義孝君紹介)(第四二〇号)

未復員者給与法の適用患者に対する療養期間延長に関する請願(花村四郎君紹介)(第四二二号)

同(池田茂隆君紹介)(第四二三号)

同外二件(若田アサノ君紹介)(第四二三号)

同外十三件(島山鶴吉君紹介)(第四二五号)

未復員者給与法の一部改正に関する請願(眞鍋勝君紹介)(第四二六号)

同(金子與重郎君紹介)(第四二七号)

陶磁器製タイルに対する物品税撤廃の請願(堀田賀四郎君紹介)(第四二八号)

鏡に対する物品税撤廃の請願外一件(高橋英吉君紹介)(第四二九号)

たばこ小売人の利益率引上げに関する請願(吉田吉太郎君紹介)(第四三〇号)

旧陸軍共済組合員に年金交付に関する請願(辻寛一君紹介)(第四四一号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した事件
参考人招致に関する件
連合審査會開會に関する件
所得税法の臨時特例に関する法律案(内閣提出第一〇号)

財産税法の一部を改正する法律案(内閣提出第一二号)

法人税法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二号)

在外公館等借入金返済の実施に関する法律案(内閣提出第一四号)

○夏堀委員長 これより會議を開きます。

本日は、まず所得税法の臨時特例に関する法律案、財産税法の一部を改正する法律案、及び法人税法の一部を改正する法律案の三法律案を一括議題として質疑に入ります。三宅君。

○三宅(副)委員 私はただいま議題となりました所得税法の臨時特例に関する法律案、法人税法の一部を改正する法律案等々につきまして、質疑をいたしたいと存じます。

今度の所得税の改正によりまして、なるべく零細なる商工業者あるいは少額勤労所得者等に対しまして、政府当局も軽減しようという意思が現われたことは、了承するにやぶさかでないと思います。私は物価の上昇等を考えまして、基礎控除を三万円から五万円に引上げなすつたことも了承するわけでありますが、この際根本的にもう少し基礎控除を高めて、十五万円以下

の者は基礎控除等を引きますと、かからぬようにいたしたいというのが私の根源であります。ただいまの構想では、基礎控除で五万円、扶養控除で一万五千元から二万円になりまして、大體三人の扶養控除で六万円、それ以下の者は一人について一万五千元ぐらゐでありますから、十二、三万円までは免税になると思つて、この点について、十五万円以下の者は免税いたしたいというのが私の根源であります。政府といたしましては、どこに境界点を置かれたか。その境界点に対しまして構想を承りたいと存じます。

○平田政府委員 実は私どもは、普通の世帯でありますれば、十五万円ぐらゐの程度までは所得税がかからないといふ点も考へてゐるわけでありまして、今回の改正によりまして、ほぼそれに近くなる。お手元に税制改正の要綱という書類をお配りしまして、その六ページに給与所得に対する課税最低限という表がございますが、この表をざらん願ひたいのであります。基礎控除は单身者の場合の免税点でございます。家族のある人の場合におきましては、扶養控除額を加へましたのが免税点になる。給与所得の場合でございますと、そのほかに勤労控除がございますので、この三つの関係で免税点がきます。その関係を示しましたのが六ページの一番しさいの段に掲げております。給与所得に対する課税最低限の表でございます。すなわち扶養親族が四人、つまり奥さんと子供三人、これは普通相当多い世帯だと思つて、お子さんが二人から三人、扶養親族が三人ないし四人の世帯が一番多いのであります。四人の世帯になりますと、現在十五万五千八百八十三円までからないのが、改正案によりまして、十四万七千五百九十四円まで免税になりますので、三宅さんの理想に大分近づいておるといふことを申し上げておきたいと思ひます。

それから事業所得の場合は勤労控除がありませんので、それより若干低くなります。同じく本人も含めて五人の世帯、つまり扶養親族が四人の世帯におきましては、現在九万円であるのが改正後は十二万五千円になります。農家の場合はもつと多い場合がございますが、扶養親族が五人の場合であります。現在十五万五千円までからないのが、改正後は十四万四千円までからなる。従ひまして實際の免税点は十二万四千から十五万四千前後に世帯の場合においては、こういうことに今度の改正で相なりますので、基礎控除といふことだけにあまりとらわれないうで、免税点を見ていただきたといふことを、特に強調いたしておきたいと思ひます。

○三宅(副)委員 ただいまの主税局長のお話は了承するにやぶさかでありませんが、私は地方税等も勘案いたしまして、基礎控除並びに扶養控除を合算いたしまして、十五万円以下のものは全部免税、こういう線を堅持いたしたいと思つておるのであります。つきましては勤労所得者と事業所得者とは総合

になつておると思いますが、勤労は勤
勞で別にして、総合に合算しないとい
う線を堅持したいと思ふのです。
たとえば農業所得で役場の吏員にな
つたり、協同組合の勤人等をいたして
おりますと、家族の者の勤勞でありま
するけれども、事業所得と一緒になる
という場合もあるのであります。こ
れは商人等においてもさうなことが
言い得られるのでありますから、これ
を分離するということを堅持したいと
思いますが、主税局長はどういうよう
に考えておられるか承りたいと思いま
す。

○平田政府委員 その点も大分二、三
度の改正でよくなりまして、以前は同
居親族の所得は全部合算いたして課税
しておつたのでありますが、二十五年
度の改正で一部合算をやめ、それから
本年度の改正で資産所得も全部合算を
やめまして、所得者ごとに課税するこ
とにいたしましたのでございます。一昨々
年、二十四年度あたりは、御指摘のよ
うな非難が大分ございしましたが、最近
はさういふことはよほどなくなつてお
ります。ただ同じ人が事業もやつてお
る、勤勞もやつておるという場合にお
きましては、それを分離して課税する
というところは、所得税の理論上あまり
にも不合理に相なるかと考えまして、
その点はやはり合算すべきものだと思
えております。合算と申しまして、
同一人の所得を総合するというわけ
であります、それは所得税としては
堅持いたしたいと考えております。
○三宅(則)委員 この点も了解いたす
ために明確にいたしたいと思ひます。
本人は確かに名義人でありまするけれ
ども、実際に他に勤勞をしてゐる關係

上、その事業に携わつていないとい
うのが往々にある。實際は自分は役場の
村長をしておつたり、あるいは協同組
合の理事をいたしておつて、仕事はや
つていない。家族がやつてゐる。こ
ういふものについてはよほど考慮する必
要があると思ひますが、ひとつ正確に
お話願ひたい。

○平田政府委員 今申し上げましたよ
うに理論的にはきつめて明らかであり
まして、その所得が同一人の所得であ
る限りにおいてはすべて総合して課税
する。この線は動かすべきではないと
思ひます。ただ今お話のようにある所
得がその人の所得であるかどうか。事
實認定がむずかしい場合があるだろ
う、こゝういふことかと思ひますが、こ
れはやはり現実に、たとえば農業所得
であります、不動産の所有がだれに
なつてゐるか、従ひまして農業経営か
らの實際の収入が何人に帰属してゐ
るか、さういふ点をよく調べて、そ
の人の所得なりやいなやを判定するべ
きものであると考えております。

○三宅(則)委員 今回の改正によつて
不具者控除、老年者控除、寡婦もしく
は勤勞学生控除等が、最初は一万五千
円引くといふことであつたのが、今度
は税額の方で四千円といふことになつ
たのですが、取扱ひ上便利であるとい
うことでさういふふうになされたので
すか。その辺の構想を承りたいと思ひ
ます。

○平田政府委員 これは理由が二つご
ざいまして、一つは取扱ひ上便利であ
るということ、いま一つはこゝうい
う特別控除の性質にかんがみまして、む
しろこの方がいいのではないかとい
ふ二つの理由からあります。取扱ひ上

の便宜という点を申し上げますと、今
までは御承知のように、扶養親族の控
除もこゝういふ控除も、無制限に一万五
千円にいたしてゐたのであります。従
ひまして、簡易税額表を適用する際
におきまして、非常に簡単に適用でき
たのであります。今回の改正によ
りまして、扶養親族三人まで二万円、
それ以上一万五千円というようにいた
しました關係上、その扶養親族のほか
にこゝういふ所得者がいた場合に、ど
ういふふうに簡易税額表をつくるか、非
常にめんどうなことになるのでありま
す。それで私も、たゞしにいろ／＼
つくつてみたのでございますが、相当
厄大なものになりますのみならず、実
際にはそれを当てはめまして源泉徴収
義務者が計算いたします場合に、非常に
複雑になる。それを排除する意味にお
きまして、税額控除の方がよろしい、
こゝういふ点であります。

それからいま一つは、実はこゝうい
う控除は、非常に租税力の少いものに對
します、一種特別の救済的な控除だと
私どもは考えておるのでございます
が、さういふ控除の性質からいたしま
すと、税額で同額を軽減するといふの
ではないか、むしろその方が、あるい
は今までも、理論的に考へても、
より妥當ではないかといふ点を考へた
のでございます。この結果、低額所得
者は、実は今までもよりよいに減税
になり、それからある程度以上の所得
者は、今までもより少い控除しか受け
なくなる。四千円でございますので、
課税所得が八万円以下の場合、今度
は百分の二十の税率となりますが、百
分の二十で四千円を所得に直します

と、二万円の控除に相當する。今の一
万五千円を二万円に上げたものと同
じ結果になります。それから二十五
の適用を受けるところに置きまして、
今の一万五千円の控除よりも額が増額
されたことになる。ただ三十以上の税
率の適用を受けるところにおきまして
は、今よりも若干不利になる。さうい
うことになるわけでございますが、こ
ういふものは、比較的所得の低い、租
税力の低い方面に對して最も意味のあ
る税だと考えますので、一律税額控除
の方が、むしろこゝういふ税の趣旨に即
するのではないかとすることも考へま
して、このように改正いたしました次第
であります。

○三宅(則)委員 ただいまの御説明で
わかることもありましたが、私はこ
ういふことを思つておるので、主税局
長によく納得していただきたいと思
ふのであります。確かに零細なる農民あ
るいは中小以下の企業者等につきまし
ては、大減税であります。ところが中
の、たとえば三十万円以上とか、五十
万円内外のところはまだ割合に高いと
私は思ふ。地方税等を勘案いたします
と、国税が高くて、地方税が前の二
倍、三倍になつておる面もありま
すから、往々にして三十万、五十万と
いふ線が割合に負担が重い。こゝうい
うことを實際痛感いたしておるのであ
ります。その辺についてもう少し考慮す
る必要があると思ふのですが、主税局
長はこゝういふ構想でやられましたか。
三十万ないし五十万の線をもう少し低
くするといふことがよろしいと思ふの
です。一般大衆並びに納税者諸君の氣
持を代表いたしまして、申し上げるの
でございます。

○平田政府委員 今のお話の点は、た
びたび私も御同感である趣旨をもつ
て、三宅さんと応答をかわしたことを
記憶しておるわけでございますが、
今回も実はさういふ趣旨を繰り込みま
して、税率を若干上へにせられたわけ
であります。税率の表をごらん願ひま
す。とわりますが、ある所得がふえた場
合に、そのふえた部分に對して何%所
得からとられるか、いわゆる累進税率
と申しますか、上積み税率と申しま
す。その税率が、三分の一程度の税率
を適用するのは、一体どのくらい
得からが妥當であるかという点につ
いて、常に研究いたしておるのであり
ます。今回の税率は三分の一若干強にな
つております。その百分の三十五の税
率の適用を受けまするの、課税所得で
二十万円を越える金額になつておりま
す。これは課税所得でございますか
ら、基礎控除と扶養控除をした残り
でございます。その残りの所得が二十万
円でございますから、さつき申しまし
たように、奥さんと子供三人の給与所得
の場合であります、二十万円に十
四万五千円を加えました三十四万五千
円、約三十五万円の給与所得者の場合
に、それから賞与でももらひまして所
得がふえますと三五%かかるといふわ
けであります。もちろん、その人の平
均税負担は、それよりもはるかに低い
のでございますが、ふえた場合の負担
は三五%ぐらいになる。従ひまして、
家族の多寡にもよりますが、三十万か
ら四十万前後、その辺の所得者の所得が
増加した場合の、いわゆる上積み限
界税率が三五%といふことであります
れば、どうも今の財政事情からいたし
ますと、所得税としてはまだいたし方

○三宅(則)委員 今のところは中心でありますから、今後ともひとつ研究を重ねまして、十分その減税に邁進したいと存じます。

次に退職所得者、これは今度の行政整理等におきまして問題になる点であります。退職金につきましては昔はかき足したものであります。戦後から一三二二のころまでは、一五

ある程度もらいますと、上積みでかか
りまして、相当負担が重くなるという
点が一つ。いま一つは、徴税手続と申
しますか、納税手続が相当複雑であ

万円を基礎控除されておりまして、あとの方に半額かけるというわけでありますが、十五万円というのは、私の先ほど言つたような最低の基準という意未

る。この二つの点から行きまして、今の制度は日本の現状には即しないじやないかという点を考えまして、今回相当大幅な突は負担緩和をはかることに

合ひでありましょうか。三十万円も四十万円も受けた人に対しましては、十五万円ではむしろ少な過ぎる、こういうふうにも考えられる。私どもとして

担に比較いたしますと相当減るのであります。十五万円を分離課税して控除しますのです、今まではわずか三、四万円もいらしてもかかつておつたの

は、五十万円以下の退職金はみな免税してやりたいというような気分もあるわけですが、その辺の構想について率直なところを政府としてお答え

が、今度は全部かからなくなつて来るわけでありまして、相当な負担緩和と考へているのであります。十五万円にした理由といたしましては、これはい

願いたい。

○平田政府委員 退職所得につきましては、実は今度の改正は二つの点をねらつております。一つは負担を大幅に

ろいろ考えられますが、独身者の場合
でありまして、三年分の基礎控除にな
るかと思ひます。扶養親族がさきに申
しましたように四人程度いる場合であ

軽減するということと、課税の簡素化をはかる。この二つを中心にして考えておるのでございます。純理論的に考えますと、私どもはやはり今の制度の

りますと、これはおよそ一年分の基礎
控除及び親族の控除ということになる
わけでありまして、その程度の控除を
いたしますれば、今のところといったし

ますのは、今の制度でございますと、退職後に所得が非常に減つた人と、所得がふえた人とで負担が非常に違つて

をを加えたということになるのではない
かというふうに考えまして、十五万円
にいたしました次第であります。さらにそ

来る。所得の減つた人の場合は非常に軽くなる。反対に所得がふえる、あま

の十五万円を除きまして、残りの所得の半分にいたしますので、相当とま

つた退職所得を受取る人の場合におきましても、今に比べますと今度は相当負担が軽減になるというわけでありまして、退職所得の性質からいたしまして、一般の所得税が相当高い現状のもとにおきまして、このような改正を行うことは、今としては妥当である、かように考えたのであります。

○三宅(則)委員　今般の改正におきまして、配当所得に対しましては、源泉で百分の二十をとるということになつております。これはまことに簡素化といひまする点でありますが、それは普通の所得と合算した方がよろしいとも私は思うのですが、その限界点を源

○三宅(剛)委員　今の退職につきましても了承する点もありますが、こういう点は考慮せられなかつたかどうか。三十年勤めて三十万円もらつた人と、

泉が簡便であるからそうしたという、
 こういふ趣旨でございませうか。ど
 ういうところに根拠がありますか承り
 たい。

一年や二年で三十万円もらつた人と同様に考えるということもどうかと思うのですが、三十年も四十年も勤めて三十万円、四十万円もらつたものにはほと

○平田政府委員 配当所得につきま
しては、二〇%源泉課税するわけでござ
いますから、これは当然配当は総合
計しまして、税額を出して、その税額

れわれの信念であります。その期間等を考慮の中に入れられたかどうか。ただ漫然と、退職金はこれだけかけるといふ御善願でありますか、承りたい。

から源泉でとられた二〇％は差引いて、申告して納めるということになるわけでありませう。このような制度にいたしましたのは、最近までの申告及び

○平田政府委員 期間の点をどうするかは、研究いたしてみたのであります。が、非常に複雑なんです。それで現実問題といたしましても、事実において

かゝるまゝ行つていない。一つは名義審
かえをしませんで、会社等の名義でそ
のままにしている者が非常に多い。そ
の結果、当の総合欄れと申しますか、

調査がはたして何十年という長いのを調査できるかどうか、むずかしい問題もございますし、それから源泉で差引いていただく場合におきましても、非

正しい課税ができていないものが相当あるようであります。これはひとつ徹底的に調べ上げてやりますれば不可能ではございませんが、まず源泉で二割

常にめんどろであるし、あとで役所でめんどろになる、やはりこの種の所得におきましては、課税の簡素化という

程度課税いたしておきまして、あと申告によりまして正しい税額を計算するということになりますれば、今に比べますと、よほど適正化ができるのでは

ことをあわせて考えなければならぬの
じやないか。そのかわり負担は相当大
幅に軽減するという趣旨にいたしまし
たので、むしろそういった方法は採用

ないか。納税者といたしましても正しい納税者の場合は、それだけ源泉で納めておきますれば、あとで申告で納める際に税額が少くなりますから納めや

しない方がいいのではないかと、いう考
え方で、採用いたさなかつたのであり

すい、そういう点を考えまして、むしろ源泉課税にした方が、い、という趣旨

で、源泉課税にいたしましたのであります。
○三宅(則)委員 私はしば／＼平田主税局長にも申し上げておるのでありますが、国会がかわりましたから、もう一べん繰返すことになるのであります。今、この配当所得に關連いたしました、およそ日本国民は全部納税者である、こういう観点を堅持いたしたい

と私は思つております。たゞ、實情
したことでありますが、税鑑簿という
ものを各府県にあるいは町村に備えて
おいて、国民であります以上は、たと

え移転いたしました。二十歳以上の者は、成年になつた以上は納めるといふ線を堅持したいと思うが、今の政府の方では御実行になつていない。米の

配給と同様に、愛知県において東京に
来た場合には東京に持つて来る、ある
いは東京の日本橋におりまして、品
川に移転した場合には品川についてま

「なる。このように綱を堅持してこそ国民の負担の公平が期せられる、こういうことを堅持していただければ必ず漏れがない、こういうふうに考えますが、この政府はどう思っておりますか」

か。率直に承りたい。

○平田政府委員 税籍簿の御議論はた
ひたび承りまして、私ども一つの雄大
なプランだと考えますが、なか／＼そ

手数はもとに実行いたしましたして、その数と実益というような点を考えますと、まだ実行案をつくります段階には多つていないのでございますが、将来

ともよくひとつ研究してみたいと思います。ただ所得税の納税者は、改正によりまして累年大分減つて参つてゐるのであります、今回の改正でも、現

行法で行きます場合に比べまして、約百万人皇族所導の市路省が成る。召

和二十四年分の所得税が、例の超増衡予算で所得税が非常に重かつたわけであり、その当時の納税者の数に比しますと、六百七十万程度減るといふようなことになっておりまして、所得税はよほど二、三年前に比しますと改善が加えられたと思ひます。しかし点御了承願ひたいと思ひます。しかし所得税の全面的適正な実行というところになりますと、なか／＼問題は多くございまして、今の三宅さんの御意見もそれに関する一つの有力な御意見であります。具体案をにわかにつくりにくい点もありますので、研究してみたいと思ひます。

○三宅(則)委員 その税籍簿は、税制の改革には必要欠くべからざる大問題であると思ひますから、ぜひひとつ御研究を願ひます。

次に法人税につきまして、二割の値上げによつて三五%が四二%になつた。これは朝鮮動乱以後相当認識を深めておりますから賛成する一人でありませう。ただ特別法人、公益法人等につきましては、これが百分の三十五を堅持せられております。これはむしろ百分の二十くらいに下げて、この法人税の一般の法人税の方を四五%くらいに上げた方が税収も多いし、また地方の農業協同組合とかあるいは公益法人等は楽になる、こういう線を持つておるわけですが、どうして四二%でとめられたか。むしろ私は四五%くらいにして、公益法人等を二〇%に下げた方が妥当であると思ひますが、どうでしょう。承りたいと思ひます。

○平田政府委員 御議論の方向は、三宅さんの御意見と一致しているわけであり、今、御意見ですと、両方

とも少し行き過ぎではないかと思ひます。法人税は今相当納税がよくなつておりますので、ある程度の増税をはかつた方がよいと思ひますが、やはりある一面におきましては、事業の拡張といふ点も考慮する必要があると思ひます。そう一躍して引上げますのもどうかと思ひまして、現在の税率を二割引上げまして、四二にいたしましたのであります。一方特別法人につきまして、一昨年の改正でこれも理論に徹しまして一律にいたしましたのでございまして、若千の差はつた方が実情に即するのではないかと意味で、今回引上げを見合わせるというので、その差をつけることにいたしましたのであります。今の情勢から行きますと、まず政府の案が常識的な妥当なところではないか、かように考へております。

○三宅(則)委員 今度の改正によりまして、法人税におきまして、昭和二十六年九月一日以降終了年度に對しては、税額の半分を納めて、あとは三箇月間猶予を持つというにいたしました。おのゝけであります。むしろ法人税等は、過去の業績によつての納税でありますから待つ必要はないと思ひますが、どこにそういう根拠を置かれたか。たとえば金融難等があるからそういうふうになされたのかもしれません。この点はどうかというところに根拠を置かれたか、承りたいと思ひます。

○平田政府委員 私ども三宅さんのお話になりましたような点も、大分考へてみたのでございしますが、ただ事業年度が過ぎまして、二箇月目に全部一ぺんに納めるといふことになりまして、やはり企業の金繰りと申します

か、それがなか／＼うまく行かないのが実情でございします。従ひまして今度の制度は、金繰りにあまり困らないような事業は納めていたいただきたいという意味から、四割の利子税を徴することになつております。但し金融の都合その他がなか／＼うまく行かないので、どうしても二箇月内に納めにくいものは利子税を拂うということとを条件にして、申請があれば無条件に半分だけは三月延ばす、こういうふうにしたのであります。今、企業の実情からいたしますと、妥協ではないか。ことにわが国の会社の決算は、三月と九月に非常に片寄つております。従ひまして、そのころ一時に納税資金が金融機関等に殺到しまして、金融の調節におもしろくない影響を与える。従ひましてこれを若干納期を年に分散いたしました。よほどその点もよくなりまして、かえつて円滑な納税が期し得るのではないかと考へて、三月ほど半分だけは延ばす。但し何でもかんでも一律に延ばすという趣旨ではなくて、四割の金利を払うということになると、やはり金繰りにあまり困らない法人は、二箇月でも全部納めてもらうということになるのではないか、かように考へております。

○三宅(則)委員 私は政府の考へも同情あることはけつこうであります。が、そのために納税者が金繰りの都合上、これを延ばしてもさしつかえないという意味におきまして、堂々と延ばすことを主張する、こういう点を考へますと、これはよほど考慮する必要があると思ひます。

次に青色申告書に對しましては、退職手当等につきまして、積立金に繰入

れた場合でもこれを損金と見る。青色申告書以外のものは見ない、こういう構想のように承るのであります。むしろ私は青色申告者以外でも正しい計算をいたした者につきましては、同様の恩典を与えるのが当然であると思ひますが、この構想はどうですか。承りたい。

○平田政府委員 大体青色申告をいたしまして不利になることは実はないのであります。従ひまして帳面がちゃんとあつて、青色申告に該当するようない記帳をしておられるところは、みな青色申告をしていただければかえつて有利になる。従ひましてお話をうかがひ、記帳がはつきりしている人の場合は、私は結果は同じになると思ひます。これに反しまして、記帳がはつきりしないので青色申告をするに値しないような人、こういう人の場合は、やはりこういう制度は相當技術的に複雑でございします。で、やはり認めるわけには行かぬのじやないか。そういう意味からいたしまして、青色申告をする者に限つて認めたい、こういう考へでございします。

○三宅(則)委員 今青色申告について、大分同情あるお答えでありました。が、むしろ青色申告に對しましては、青色申告会等に出席しまして陳情を聞きますと、せつかく青色申告をしたにもかかわらず、何の特典がない、むしろ一割くらいは減税してもらいたい、こういうことをしばしば聞くのであります。が、青色申告者には、今お話になりましたような、積立金に對します繰入れを認めるという程度のものでありましようか。今私の申したような、一般の輿論でありますところの、幾らか税金の面において引いてもらいた

い、こういう線があります。政府はどう考へておりますか承りたい。

○平田政府委員 青色申告者なるがゆえに、一般の税金を軽減するといふことは、大分要望もありますが、私はやはり行き過ぎじやないかと考へます。そのかわり所得の計算に關しましては、青色申告の場合でございしますと、非常に計算がはつきりなりますので、普通の場合認められないような計算の特例を、青色申告者につきましては認めておるのでございします。従ひまして合理的に処理していただく限りにおきましては、青色申告の納税者の場合、一般の人よりも非常に有利になるわけでありまして、この退職金の積立てを損金に算入するという制度も、一つの有利な条件になるわけでありませう。

○三宅(則)委員 今の主税局長のお話によつて了承いたしました。が、今後とも青色申告につきましては、大特典を構想の中に入れて、立案をせられんことを希望いたします。

次に重要産業に關します。固定資産、たとえば重要産業の精巧な機械等について、その年に半額を減価償却する、こうなつておるわけでありませう。が、それは普通の機械と關連いたしましてどうでありましよう。少し行き過ぎのようにも考へられますし、また精巧なる機械等については、そういうようなことも考へなければならぬと思ひますが、その構想はどういうところに根拠がありますか、ひとつ承りたい。

○平田政府委員 これは確かに税だけの見地から申しますと、実は少し行き過ぎをやるやうなことではございませう。それで重要産業の合理化と近代化

を促進するために、税だけの見地から申しますと、少し行き過ぎたことをひとつやたらどうかという意味でございませう。産業といいたしましては、そのかわり日本の経済全体に重要な意義を持つような、たとえば鉄鋼業、非鉄金属の製造業、それから石炭その他の鉱業、それから化学肥料の製造業といつたような重要な産業につきまして認めた。こういう産業につきましては、特に近代化、合理化をはかる必要がございませうし、またはかつた結果が国民経済全体に相当な好影響を及ぼす、こういう産業の場合におきましては、これは私今の段階におきましては、相当大幅の減価償却を認めまして、そういうことを促進するという方向に持つて行つた方がいじやないかということ、で、全体の政策から考えまして、それを採用することにしたしておるのであります。

○三宅(副)委員 本日は国税庁がおいでになりませんが、主税局長がすべて立案をせられ、監督をせられておりますから、これに関連して申し上げます。私どもはこの所得税並びに法人税の改正等は、大体において賛成です。むしろ私の考えるところは、零細なる企業、たとえば物品税等につきましては、少しばかりの収入のある者を税務署が大いに騒がまわつて、納税者を苦しめたり、あるいは申告者に対して迷惑をかけることが往々ある。むしろこの際大幅に、零細なる商工業の物品税等は、これを免除する構想がよろしかろうと考える。一例を申し上げますと、冷蔵庫というものにつきましては、食品衛生法というものがあつて、厚生省あるいは農林省等からやかまし

くいわれて、衛生設備上必ずつくらなければならぬことになつてゐる。業者はもちろん、またわれ／＼国民といたしましても、夏などはこれは特に必要です。しかるにこれに対してわずかな金額の税金が残つてゐる。一億足らずの三千万か四千万が残つておりますが、こういうものは政府も保健衛生上要望しており、国民もまた要望しておりますから、むしろ大幅にやめちやつた方がよろしい、こういうふうにするのです。これも零細な企業の一つであります。金庫等においてもその通りです。これは大部分官庁がこれを使用してゐる。それに官庁が税金を賦課してつております。一般の書類を入れますケース等においては免税になつてゐる。しかるに銀行あるいは会社、官庁等におきましては、相当金庫を使つておりますが、これには税金をかけてゐる。それはおもしろくないと思ひますから、物品税の改正等も今後お出しになると思ひますが、小さい企業、まためんどろくさいもの等については、大幅にやめてしまふ、こういうことを堅持することが必要であると思ひますが、主税局長はどう考えておられますか承りたい。

つて結局全体の物品税ができ上つておるといふことになりませうので、一つは少し減らして、これは必ずさなくやならぬといふことになりまして、なかなか問題の解決がむずかしいからと考える。しかしなお著しく不合理な面等がございませうれば、これはよく検討して合理化するということは、やぶさかじやないのでもございませうが、全体として物品税に対する考え方が、前回、前回と同じような考え方では行きにくい財政事情の点も、御了承願ひたいと思ふのであります。

○三宅(副)委員 あなたの監督になる国税庁、その次が国税局、その下が税務署であります。ところが一般企業等の調査にあたりまして、税務署は二百万円以下の会社、法人を調査してゐる。その上は国税局がやつてゐる。私はむしろ、二百万円という限度は昔の二万か三万の小さい会社であるから、そういうもののみを税務署がやつておつて、上の二百万円以上のものは国税局がやるというのではどうかと思ふ。確かに戦後、昭和二十二、三年ごろまでは、税務署もふしだらなことも多かつたのですが、あなたの御努力、国会議員の誠意等によりまして、大分税務署もよくなつて来た。しからばこの際二百万円以上なんというところの限度を置かないで、むしろ五千万円以上のものを国税局でやり、あとのものは税務署の方でやるという方が、手取り早いと思ひますが、あなたの御監督されてゐる国税局に対して、どういうように考えておりますか、この際承りたい。

○平田政府委員 物品税につきましては、最近二回ないし三回相当な減税をいたして参つたのでございませうが、今後は若干情勢がかわつて参りましたので、物品税について、一般的な軽減はむずかしいかと考えております。従いまして物品税の中で、なお検討すべき余地がないとは私は申し上げないのでもありますが、しかし大体物品税というものは、お話のようなものが相当多うございまして、そういうものが集ま

会社、中以上の会社、及び大きな個人の納税者、これをよく調査してやるといふことの趣旨で、国税局所管に移したわけでございますが、その資本金の額を具體的にどうするかというふうな問題は、これは実際問題としてよく研究する必要があるかと思ひます。なお目下どうするか、そういう問題につきましても検討中でございます。妥当な仕事の配分をきめまして、全体として能率が上がるようにいたしたい、かように考えております。

○三宅(副)委員 これは大事なことで、一般の納税者、何十万、何百万人というものが、非常に心配してゐることを。国税局の方にも大分いい人もおられますが、この二百万円に限度を置くというふうなことは、昔の一万、二万というふうな会社を調べておることになり、税務署はくずばかりやつて、上のいいところは局がやる、こういうことになると、税務署の官吏自身にも勉強にならない。同族会社もしくはこれに毛のはえたような小さい会社ばかりやつて、重箱のすみをようじでつつくようなことばかりやつておつて、むしろ大きな魚を逃がしておる。こういう点があると思ひますので、ひとつ構想を練つて、国税局の方には五千万円以上というふうな高い線を引いて、その下は税務署がやる、こういう方がよろしいと思ひます。

もう一つつけ加えて申し上げておきますが、税務署あるいは国税局の官吏等の素養等も、大いに研究してもらいたいと思ひます。だん／＼よくなつては参りましたが、なお部下の中には、越権行為をして納税者を苦しめてい

る。たとえて申しますと、何日に調査に行くといふようなことを言つて参るから、税務代理の都合もあり、あるいは納税者の都合もありまして、二、三日待つてもらいたい、こういうふうに行つて納税者を苦しめるという場合もあります。法の最高權威である裁判においても、弁護人の都合等から、場合によりましては、一回、二回は延期される場合がある。しかるに税務署、国税局の調査等におきましては、単刀直入に、照会もせずして強引に押し込んで調査するということもありませんが、そういうことは納税者の敵ではない、味方である、お得意様であるという観点から、よく打合せをいたしまして、一日か二日前に向うの意向を聞きまして、しかしして出張したり調査する、こういう穏健妥當なる税務行政をやつていただきたいと思ひますが、主税局長はどう考えておられますか。

○平田政府委員 税務行政の運営の仕方につきましては、目下国税庁が非常に努力しまして、大体三宅さんのお話のようによい、よく納税の行く納税という趣旨でやつておられますので、最近はどう改善されつつあると思ひます。非常に具體的な事項になりますと、あるいは国税庁から来ましたときにさらに御質問願ひたいと思ひます。方向は大体同じような方向で、最近努力しておるようでありませうから、漸次よくなつて行くものと私も期待いたしております。

○三宅(副)委員 しからばこまかいことは国税庁長官にお伺ひいたしますが、立法に参手しておられ、われ／＼と協同して立案しておられます平田主

税務局長にお伺いしたい。十四条二の變動所得というものはなか／＼見にくい。税務署でも變動所得はわからぬと言つておる。これだけは簡素化する必要があると思ひますから、立案に携わられる平田局長は、何とかもう少し簡便な方法に立案してもらいたいと思ひますが、これに對します政府の御見解を承りたい。

○平田政府委員 やつてみました。そういう議論も大分ありますので、実は退職所得はさつき申しましたように、まさにそれを実現したのであります。その他の所得につきましてもいろいろありますので、これは通常国会の問題として目下検討いたしております。ただ原稿料とかたとえば漁業所得等になりますと、これはなか／＼めんどうでもやはり變動所得的な課税をしないこと、負担の實際に即しない、こういうこともありますから、これは全体としてやめるわけには行かないのではないかと、いろいろ考へております。ただ仕事のやり方といたしましては、今税務署で知らぬとおつしやいますが、全部知つておく必要はない。税務署でもそういうものの専門家を少数つくつておきまして、そういう事項は数が少ないのでありますから、そういう人が行けば、ぐ何でもわかるというふうにしておけばいいので、私もだん／＼今後税務行政が改正されて、こまかいところ、手に固くようになりまして、そういうことにつきましても十分配意いたしまして、納税者に納得の行くようにいたしたいと思ひます。

○三宅(剛)委員 時間も参りましたから大体もう一点にしてやめたいと思ひます。今主税局長がお話になりましたが、私は次に国税庁長官をお呼び願ひまして、大胆率直にお伺いしたいと思ひますが、最後に一つ念を押しておきたい事は、所得税の改正とともに、今後税法の改正は当然行ななければならぬ。私はむしろ毎国会現状をよく認識して、それに即するように改正しなければならぬ点がある、かように思ひます。たとえば税率のごとき、あるいは比例のごとき、歩合のごときにつきましては、相当考慮する必要があると思ひます。つきましては今後税務行政を担当しておられる平田主税局長の明敏に信頼するわけであります。

最後に申し上げたいことは、国民大衆諸君の信頼を得る税務行政は、確かに国会で審議しております。その国会で審議した通りが、税務署なり国税庁に浸透するという線を堅持したい、今日も思つておる次第であります。ややといたしまして、この法律は国会できめた、その取扱いのやましい点等、税務署あるいは国税庁の知つたことではないというふうなことを言つて、逃げる官吏もありません。私もむしろ法をつくるときには、納税者むしめるつもりでつくつたつもりはないう。納税者にも納得していただく、国策にも順応する、こういう線をつくつたわけでありまして、なお先ほどよくつとお話いたしました通り、零細な農業、商業、工業その他については、物品税については免除すると同時に、あるいは所得税についても一段と考慮をめぐらされまして、最後に中間階級、三十万、これらに對しては一段と軽減の措置を講ぜられんことを希望いたしまして、これで一応質問を留保してやめます。

○小山委員 ほかの都合もありますので、今日は一点だけお聞きしておきたいのであります。

退職手当について分離課税をせられる。それは来年一月一日から実施するのであります。なご過渡的手段として、今年度における退職者に対しては、従来の一・五の控除に對して、それを三〇%の控除をするという点が考慮されておるようでありまして、それについていたしまして十二月三十一日の退職者と、一月一日の退職者との間に、非常に負担の差が出て来るのであります。そこで承るところによりまして、これは公式の話ではないかもしれませんが、漏れ聞くところによりまして、行政官庁の退職者に対しては今日以後、あるいはこの法案発表以後において退職した者に対しては、来年の一月一日をもつて退職した者として取扱われるやに承つておるのであります。これは非常な善政であると思ひます。ついでにこれを民間会社で今年内に退職した者を、退職金はかりに、たとえば仮払金で扱ひまして、来年一月一日付でもつて退職の辞令を出すようなことは、税務当局としてこれを是認されるかどうか。これを一言伺つておきたいと思ひます。

○平田政府委員 退職の事実が来年になりまして、退職給与が来年支給されるということになりましたれば、これは当然明年度の所得となりまして、新法の適用になる、そういうことになりました。

○小山委員 この点はちよつと大事なところでありまして、しつかり聞いておきたいのであります。仮払金で処理したものを、退職金として正式に伝票に書くというものは、来年の一月一日であればそれは脱税であるとかいう意味に取扱のうか、取扱われないのか、この点を伺ひたい。

○平田政府委員 退職の辞令が出ない前に仮払金として扱うというところは、どうもこれは税務署が調査を丁寧にしなければならぬという理由になるかと思ひますが、辞令も翌年二十七年一月一日以後になりまして、現金もそれ以後支給されるということでありまして、大体来年度の所得にならうかと、かように考へております。

○小山委員 大体私の言つてゐるところに合致するようでありまして、大会社等になりますと、停年というものは実に厳格に行つてあります。停年の日は大体生年月日によりまして満五十五年なら満五十五年ということである。停年になる。そうするとその会社には属託とか顧問制にするところもあるが、ないところもある。そういうことをやり得ないような地位の人が停年満期に達すると、どうしてもその日に内規上退職してもらわなければならぬ。ところがそれをくそまじめにそこで退職をいたしますと、当然にあとの一箇月か二箇月で非常な優遇になるべきところの退職金が、重課税になつてしまふ。ここに各会社は非常な悩みを持つておるのであります。そこで非常に含まのある言葉を申しますが、率頭一步を進めて、そういう場合にも辞令が来年一月一日付になつておるならば、それを大目に見るのであるという方針を、ひとつこの際言明されんことを希望するのであります。

○平田政府委員 退職事実が今年中に発生しておることが明らかであります。場合におきましては、明年度の所得に見るわけには参らないと思ひます。そういう人がありますから、実は三割の特別控除を認めるというようにいたしておるのであります。十月以前にやめられました人はもちろん今の税法で課税になつておりますので、今年から来年への繰渡しをいたしましては三割の控除をするのが一番妥当じやないか。しかしこの事実を知りまして退職等も若干引延ばしまして来年になつてからやる、辞令も出す、退職金も来年まで延ばす、こういうことをやり得る余地はもちろんあり得るわけでありまして、そういうことをしてもらへれば新法の適用を受ける。そういうことができない場合におきましては、これはやはり三割の控除で行く、まあこういうことに解釈上はなるかと思ひます。

○有田(二)委員 この際主税局長に聞きたいと思ふ。第三者通報制というものがあつたが、もう日本の国もおちついて参つたのであります。日本の国民性に合わないやり方でありまして、かつての主人の裏を摘発する。しかもそれによつて五十万円の謝礼をとる。私の選挙区の大阪ではこういう第三者通報制によつて、株式会社までこしらえて五十万円を当てにして、他の非行をあらばくというふうな方が多いのであります。大風呂で調べまして、第三者通報制による脱税上の査察課による摘発の率は、非常に僅少であります。従つてこういうものは議和会議調印が済み、近く批准の運びにならう。しかも国会においてすでに昨日衆議院を通過したというふうな状態にあつた。

りまする今日、これをでき得る限り近い将来に、政府としては廃止するようなお氣持があるかどうか。これを承りたいと思います。

○平田政府委員 今第三者通報制の実績の資料を持ち合せておりませんが、後ほど申し上げますが、これは私も最初つくりましたときは、今有田さんのお話の通り、日本の実情としてはどうかということでも少し躊躇し、考えたこともあつたのでありますが、やつてみますと案外弊害の方はそれほどでもない。中には相当いい通報が出て参りまして、課税の適正に役立つというのもありまして、今の情勢でござい

ますれば、今すぐやめた方がいゝ、やめなければならぬという事態でもないのではないかと。虚偽の報告をいたしたという場合、悪意の報告をいたしたという場合におきましては、罰則の規定もありますので、その面を嚴重にやりつつこの制度を運用いたしますれば、その弊害の方が多くてやめなければならぬというところまで、今のところはまだ考えておらないのでござい

ます。が、なおこれは戦後設けました新しい制度で、いろいろ問題の点もございすので、よく研究いたしてみたいと思ひます。

○有田(二)委員 何れ第三者通報制という金をやるというやり方でなくとも、投書というものは以前からあつたわけですから。脱税者に対する投書の奨励の方法はいかような道もつくと思ふ。ただその脱税を言うことによつて、それで五十万円の利益配当を渡すという、ここに私のいう難点がある。大蔵委員会の委員の中にも、この第三者通報制に対しては反対をされる向き

が多い。今現状でやつておるのでありますから、当局者としてまたはつきりした意見は述べられぬだらうけれども、ただいまの主税局長の御答弁の中に、戦後にできたものであるからして検討してみようという話があります。が、私はそれに絶大な信頼をかけると同時に、いけなければ議員立法の処置をやつて、第三者通報制を廃止するということが考えられると思う。どうも大蔵省としては廃止しかねる、議員立法で廃止してくれという御希望なら、その点で研究したいと思ふし、主税局長の御答弁を承りたい。

○平田政府委員 今私率直に意見を申し上げたのでございす。適慮して申し上げてゐるのではないので、今すぐ廃止した方がいゝとは思つていないのであります。ただ施行後も間もたないこととあります。制度自体がちよつとかわつた制度でございすので、今後通用の実績等を検討いたしまして、よく研究してみたいということも考えておるのであります。今すぐ廃止するということはいゝかであらうかというふうに考えております。

○有田(二)委員 それからさらに一点は、先般の国会のときにも問題になりました高級織物の物品税の問題であります。当時大蔵大臣が折れてしまつて流れたのですが、私は今三宅委員からお話がありまして、零細な物品税あるいは非常に細かい物品税、こゝういふものについては徴税技術の面から見ても、いろいろ検討すべき点がある。しかし高級織物につきましては、帯一本が三十万円というやうな例もありま

す。これは奢侈税の意味を加味しまして当

然課税さるべきものである、かような見解をとつて、この前の主税局においても一つの案ができてお出しになつたのであります。遂に通らなかつた。しかし間接税のあり方というものは考へて行かなければならぬので、これは千五百数十億という多額の自然増がありましたが、将来は自然減の場合も考えられる。間接税のあり方というものをはつきりしておかないと、日本の将来のために害にたえない点も起つて来るやに考えられますので、その一つのあり方として、高級織物に対する主税局長個人としての見解でもいつころでありますから、御方針をひとつ承りたいと思ひます。

○平田政府委員 前回物品税を高級織物に対して課税する案を私も一応考へましたが、技術的にもなか／＼難点がありまして関係上、実現を見なかつたのでございす。今後財政事情が巨大になつた場合に間接税をどうするかということは、将来とも研究して行かなくてはいかぬと思つております。ただ今すぐまた前回提案いたしましたやうなものをやるかやらないかといへば、やるといふことにつきましてはあまり積極的ではないといふことを、申し上げておきたいと思ひます。

○有田(二)委員 結局織物関係の代議士諸君とも先般話し合ひをしたのであります。奢侈税的のものであれば万やむを得ぬところまで、いろいろ話しました結果折られたのであります。が、今の物品税の中で大別して奢侈税的な物品税、奢侈税という文字を入れた一項目を設けられた物品税のとり方、何もかも全部あげて物品税とい

うやうな戦後の行き方まで今日まで来て

おりますが、幾つかに物品税をわけるときではないか。奢侈税なら奢侈税としてあげて行く。消費税をべんになくしてしまつて、国家の財源を減らししてしまつて、一体主税局も税制官も何をしておつたかとわれ／＼は考へる。当時私は大蔵委員でなく通産関係におつたが、一べんに消費税を撤廃してしまつた。少くとも階段を置くべきであつたと思ふのであります。その大なる失敗を主税局はおやりになつた。今度はひとつそれを元の通り、消費税ということはどうして今日には不可能でありますから、奢侈税的な面についてさらに御検討をお願いしたいと思ひます。その点はお願ひをいたしまして、また後日に譲ります。

実は今三宅委員からお話がありましたが、税務署の機構の問題であります。大きな税務署へ行きましては総務課長、直税課長、間接課長とある。私は岐阜の武儀郡の税務署に参りました。が、わずかに年間八千万円しか税収入のないところが、これが同じく総務課長、直税課長、間接課長といふことで、由來役所のやり方といふものはこゝういふばかげたやり方が多い。もつと重点的に置かなければならぬ。重要な税務署には課長の数も相當置いて、税務吏員の数も相當配する。今度は源泉所得税の税法改正によつて、農村の税負担も相當軽減されますから、税務署の配置といふことも考へて行く。同時に税務署それ自体の機構の面においても考へらるべきである。かように考へるのであります。これに対する御所見を承りたい。

○平田政府委員 非常にこもつともなところがある御意見かと思ひますが、

今回大分納税者も減りますので、税務署も若干整理したいといふふうに考へております。ただ全部やめてしまふと、また納税者が不便になりますので、その辺のところをいかうに調整するか、これは一つの問題であらうと思ひます。お話のように非常に簡素化された機構のもとに、小さいものを置いておくか置いておかないか、それも一つの考へ方だらうと思ひます。が、課の編成その他につきましても、なおお話のような点もよく研究いたして行きたいと思ひます。

○有田(二)委員 ぜひひとつ御検討願ひたい。いなかの税務署では署長一人、課長一人でつこうであります。署長が総務課長を担当して、そうして徴税並びに人事、そういう方面のことをやる。そうして直接税金をかける課長一人、いなかの税務署では署長一人、課長一人、都会の税務署では署長一人、課長六、七人いるといふやうな実際に即した機構に、主税局としても御検討あらんことを私はお願ひする。さらに今三宅委員のお話のあつた調査課の問題であります。調査課の機構につきましても、できました当時は非常にけつこうであります。今日まで調査課のあげました功績といふのは非常に偉大なものであると考へております。が、今日になりましてはよく検討する必要がある。若い二十、三の税務吏員が何百万円、何千万円という税決定をする。一税務吏員の意思が国家全体の意思になるといふ点もあわせ考へなければならぬ。平田君のやうなりつばな人物が税務吏員であれば、万々間違ひのない税の決定がな

仕事のできない者が、部長になつておるといふことに尽きると私は思ひます。調査部長が調査課と査察課を両方見て、調査課の中で一定の者を査察課へまわす。査察課で手がけたものでも、これは査察の事件ではないといふやうなものは、すみやかに調査課に返す。この間の運営がうまく行けば非常に行き詰ることはないが、査察課がつかまえた最後おれの方でやる、調査課がつかまえた最後おれの方でやるということになる。部長が上に一人おるのですが、これが調査部長みたやうなものではなく、この間の連絡が悪いから税法の運営がうまく行かないといふことは、他の大蔵委員の方もおそらく痛感しておられるところであらうと思ふ。調査部長にひとつ厳重に命じていただきたい。調査課と査察課、さらに各税務署においても、査察の事件といふものはたくさんあると思ふ。ところが税務署がなるべく出さぬようにする。かういふあり方はいけないので、税金が多かろうが少かろうが、悪質なものはあくまでも悪質なんですから、税法を改めて国民に協力していただく方向に努力するのはもちろんであります。今日の税法においても、査察課の運営といふものはもう少し考えられてしかるべきである。査察課の運営については、税務署並びに調査課において十分協力して行かなければならぬ。同じ部長をいたしながら、今日の調査課と査察課の間の連絡は一つもうまく行つていない。しかも査察官が非常に非能率である。事件をもつとすみやかに解決して、どん／＼次から次へ渡つて行かなければならぬものが半年も一

年も事件がかかる。そこに査察官が収賄を起しておるとか、先般もある人が、有田さん、査察官にひつかつたから私のところに頼みに来い、一べんてびたつと抑える方法があるからといふやうなことをほくの方に言つて来た。そういうやうなデマが飛ぶだけでも非常に遺憾である。監督はもちろんであります。あくまでも税法上査察官はこういうものであるから、これ以外には行つてはいけないといふように権限を縮小する。われ／＼は、他の大蔵委員の方々もそうでしょうが、なるべく税務官吏に大幅な権限を与えて、その運用をやつてもらいたいと思ふのです。今日のあり方では、法律で権限を圧縮して行くよりほか方法はない。おまわりさんがビストルを持つてゐるから、何ぼ撃つてもかまわないといふのではない。ビストルを濫発する権限は与えられていないのと同じように、税務官吏にも、ある程度の権限は大蔵大臣が与えてゐるけれども、それをめちやくちやに濫用していいという筋合いのものでは決してない。この点をよくお考え願ひたい。どうしても濫発するやうであるならば、警察官にビストルの携帯を許さないように、税法の運用を圧縮して税務官吏の権限をうんと縮小する、かういふ方向にわれ／＼は持つて行かざるを得ない。基本的人権といふものは憲法で一番尊重されてゐる点であります。日本人の基本的な人権といふものが、全国の税務吏員によつて今日非常に不当に圧迫を受けておる。私は全部調べ上げてあるから、ここで申し上げたら、二日も三日もずつと続け

るくらい材料がある。今度国税庁長官をひつぱり出して、ゆつくり御相談を申し上げようと思つておりますが、全国の国民が非常な苦しみを受けておる。もつとも、心かげのよくない納税者もおられますけれども、しかし法律の不知といふやうなことのために、必要以上に税務署をこわがつてゐるやうな点もある。そのこわがつてゐるのをたてにして、非常に横暴なことをやるところの税務吏員がおる。人権蹂躪の事實は枚挙にいとまがないといふ状態であります。今の主税局長のお話のように、漸次よくなつて行くといふやうな、そんな手ぬるいことではだめであつて、主税局長は雲の上の人間だから下々のことはわからないでしようけれども、ひとつよく検討し勉強していただいて、この運営に万端のないやうにやつていただきたいと思ふのであります。御希望を申し上げて私の質問を保留いたします。

○夏井委員 在外公館等借入金金の返済の実施に関する法律案を議題といたします。

○奥村委員 理財局長に、在外公館等借入金金の返済の実施に関する法律案の、もう少し計数的な御説明を、お願いしたいと思ひます。一つ／＼お尋ねすればいいやうなことであります。しかし、それでは時間がかかるから、政府で進めて来られた確認事務のその確認の総額、それが関東州、濟州その他の地区別に確認がどうなり、件数、金額がどのくらいになるか。それから五万円に打切つた数字上の説明がなければ、資料でも出していただきたいが、こゝでひと

つ計数的な御説明をお願いいたします。

○石田政府委員 御承知の通り在外公館の問題は、終戦後における非常に混亂した時代のもに起つた問題でございまして、この処理の発端といたしましては、第五国会において通過いたしました在外公館等借入金整理準備審査会法といふのがございまして、この第一条におきまして、この借入れましたところの公館借入金につきましては、法律の定めるところに従ひ、予算の範囲内において、国の債務として承認するといふ手続をとることに相なつたのであります。この確認の手続は目下進行中でございまして、まだ全部終了したわけではないのでございまして、大体在外公館等借入金に該当するものといひまして、確認されるところとされるところの件数は、大体十三万二千八百件ほどだと考えておるのでございまして。金額の点でございまして、これはいづれも現地通貨表示に相なつておるのでございまして。この現地通貨表示のものをどういふやうな円に見るかといふことが、一つの問題になるのでございまして、この点につきましては、第十国会で通過いたしました在外公館等借入金金の返済の準備に関する法律におきまして、審議会を設けまして、その諮問をまつて借入金返済の決定に資するといふことに相なつております。この審議会に対して諮問をいたしましたし、いろいろ／＼と現地通貨の円評價問題について検討を願つたのであります。その結果、今回提出になりました法案についても見られますやうな数字が得られたわけでございます。この数字に基いて計算をいたしますと、大体

その総額は九億七千八百万円ほどに相なるわけでありまして。今回の法案におきましてその換算額に對しまして三割の加算をいたしますと同時に、他方において五万円を最高にするといふことになつております。この五万円に切るといふことと、三割の加算をするといふ二点を勘案いたしました結果、どういふことに相なるかと申し上げますと、件数で申し上げますと、先ほど申しました十三万二千八百件といふのが、五万円以下の件数といたしまして十三万五千件、従ひまして五万円を越えるものは二千三百件と、かういふことに相なるかと存じます。これを金額で申し上げますと、総額といたしましては十二億七千二百万円、それから五万円以下切りました数字が七億九千九百万円といふことに相なります。五万円以上を越えるところの金額は四億七千三百万円、かような数字に相なる予想でございます。なお各地域別にその件数、それからして換算いたしました金額、それから五万円を越えるものを一言葉が懸うございしますが打切るといふ通俗語を用ひました金額は、どうなるかといふことにつきましては、今非常に見やすい数字を持つておりませんので、できましては後刻資料をもつてお答えするといふことで御教を願ひたい。

○奥村委員 大体このくらいの数字の資料は、われ／＼が要求せずとも、一応説明書の付録としてでも提出してもらふべきであると思ふので、以上のお話のそのした地域別件数、金額をぜひこの次の委員会の日までに、ひとつ出していただくようにお願いしたいと思ひます。それから来る水曜日ごろに

は、この委員会で参考人を招致して調べるということになるかもしれませんが、その数字は審査いたしました結果、該当いたさないという数字でございます。

○石田政府委員 未確認の確認予想を申し上げたのでございますが、確認請求がございまして、公館等借入金に該当しないと思われるものは、これこれという理由でありますので、確認いたしかねますというお返事をするに相なつておるわけでございます。

○奥村委員 たしかわれ／＼この前に審査会法の法律を審議したときに、大体申請件数が二十数万件あつたと思つて、それが半分に減つておるといふことになると、未確認がずいぶん多いのであるが、それは単にあなたの言われるような事情で拒絶なさつたのか、そのほかにも何か理由があるのか、そういうことの何かと具体的な説明ができればいいのです。

○石田政府委員 大体確認請求の受付をいたしましたものは二十万件だと思つて、二十万件のうち大体今振りわけしております、そうして大体該当する数字が、先ほど申しました十三万二千八百件という数字でございます。それから、先ほど申しました、この点に問題があるかと思つて、この点につきましては、本年の九月末までにおきまして約五万七千件を出してございまして、本年度中にさらに六万八千件を出そうというふうに予想いたしておるのであります。多少この事務は来年に

わたるかと思つて、従いまして残りの数字は審査いたしました結果、該当いたさないという数字でございます。

○奥村委員 この法案にあるように現地通貨と本邦通貨との換算の率が三割増しというところ、あるいは五割増しとある、その他申請件数に対する確認件数の比率とか、こういうところが審査のこの評価審査会においていろいろ審査せられたことと思つて、この審査会の答申によつて、その審査会の事情がわかると思つて、この答申の内容、これも雇大なるものでなければひとつ資料として出していただきたいと思います、その点でございます。

○石田政府委員 お話の点におきまして、審査会の方でやりました問題は、現地通貨をどういふふうに円に換算したから妥当であるかという点について諮問をいたしましたし、答申もあつたわけでございます。三割増し及び五割増しという点は、政府におきまして妥当と認めるということにして、一応三割増しと同時に五割増しというところで出したわけでございます。なお、三割増しとございまして、五割増し、三割増しという点については審査会の方の關係はございせん。なお評価の方の問題につきましては、できるだけ御趣旨に沿うようにして提出いたしたい、このうらふに思つております。

○奥村委員 たとえば関東州から引揚げた人など、非常に今回の確認事務に不満があるように聞いておる。それはどういふふうなことで、そういう不満が出るのか。内容にわたつて御想像のつくことを御返事願いたいと思つて、○石田政府委員 この審査会におきま

しては、公館等借入金の発生いたしました地区というのは、相当広範な地区にわたつておるわけでございまして、審査会におきましては各地区のことに ついて御通曉の方をお願いいたしまして、総括部会と各地区部会とに分けて、いろいろやつたわけでございまして、総括部会におきましては、各地区における御希望なり意見を全般的に調整いたしまして、全体として権衡のとれるようにということで、答申ができておるわけでございまして、従いまして、各地区にそれ／＼こうしてもらいたい、あつてもらいたいという御意見はそれ／＼あつたわけでありますが、総括部会におきましては、それ／＼さらさら委員会として答申するといふ場合に、一本になつて現われて来る。その場合において各地区の御意見がそのまま通らなかつた、このうらふ面が多かと思つて、なお関東州の問題につきましては、この答申と問題がございまして、この答申にあるいはこの法案といたしましては、満洲と関東州というものを別にいたしてやつております。これは終戦後におきまして、満洲は国府軍が入り、それからその後さらに中共に移つた。しかし関東州は初めからソ連軍が入りまして、ずっとそのままであつたといふふうなことで、現地の通貨事情というものが、終戦後非常に違つて来ておるわけでありまして、借入れの問題は終戦後に起つた問題でありまして、借り入れの場合の事情を基礎にいたしまして、いろいろ評価等を考えたわけでありまして、その点におきまして一番御不満が、関東州で多いと思はれることは、戦前において関東州一体であつたではない

か、そうすると、関東州を満洲と差をつける必要はない。戦前においては関東州の方があつたのは満洲よりも通貨事情はよかつたのではない、日本に近かつたのではない、こういう事実があつたのではない、こういう事実が、しかし終戦後におきましては、事情は逆であつて、関東州の方がひどくて、満洲の方がよかつたといふような結論に相なつて来ておる。その点に思つておるわけであります。

○奥村委員 今の御答弁によりまして、審査会においては、あらかじめ各地区ごとに分科会と申しすか、そういうもので答申案をつくり、それを審査会一本にまとめて答申する。その一本にまとめて答申したその答申に対して、各地区ごとに不満があり得るのだ、こういうことであります。そうすると、審査会一本に答申して来たものを直さなければ、不満が治まらぬ、このうらふことになつて来るわけでありまして、その審査会の答申というものをひとつ資料として出したいと思つて、

○石田政府委員 御趣旨に沿うようにいたしたいと思つて、○奥村委員 それからその審査会の答申に基くが、それを訂正するといふ場合には、なお審査会に再びかけて訂正しなければならぬのかどうかお聞きします。○石田政府委員 これは法律上申しますと、諮問委員会でございますので、政府が諮問しないのでやつたら、あるいは諮問なしにほかの改正があつた。それはゆゑにそういう法案が通りませんでした場合に、違法とかいふようなことはない

と思つて、妥当であるか妥当でないかという問題でなろうかと思つております。

○奥村委員 先ほど委員から質問があつたろうと思つてありますが、この五万四千以上の金は五万四千に打切ることでありまして、こういう場合に、他の特別の法律をつくらないで、五万四千以上を打切ることとは、この法律でできるかどうかという憲法上の問題、民法上の問題に関連した問題として考えられるわけであります。この法律でそういうような民法、憲法の規定を変更することができかどうか疑いを生じて来るのですが、その点についてお伺いしたいと思います。

○石田政府委員 大体この公館等借入金というものは、戦後の混乱時におきまして起つたものでございまして、その処理は先ほど申し上げたのでありますが、その具体的な解決の端緒は、在外公館等借入金整理準備審査会法でございまして、その第一条におきまして、借入金の確認というところが書いてあるわけでございまして、そこには政府が現地通貨で借り入れました借入金を、将来返済する国の債務として承認するのにつきまして、条件がついており、且つ、予算の範囲内において、というように相なつておるわけであります。従いまして、これは国の債務として承認いたします確定的内容ではなく、不確定な債務として確認する、こういうことであります。債務確認といふものは、発端からいいますと、これは国の債務であるといふことが、はつきりしておるものではないのでございまして、この法律によつて初めて

国の債務として承認するということが出て来たわけであります。なおその承認の国の債務の具体的内容はどういふふうになるかということにつきましては、「法律の定めるところに従い、且つ、予算の範囲内において、」ということに相なつておるのでありまして、その点をはつきりさせようというのが今回の法律であります。従いまして、憲法上の問題といたしましては、別に違憲ではないと考えておるわけであり、民法上の問題におきましても、別に違法したとかいふような問題は、起つて来ないと考えておる次第でございます。

○宮腰委員 引揚者の方々は悪戦苦闘して、今日生活をしておられるのでありまして、これはもう少し同情的に考えて、この五万円以上の債務を認め、予算措置を講ずることができるとかどうかという疑問があります。やろうと思えばできるじやないかと思ひますが、その点をお伺ひいたします。

○西川政府委員 これはこの前の国会で御審議願ひしましたときに、在外公館等借入金金の返済の準備に関する法律におきましてうたつておりますが、第二条に「借入金金の返済の方法は、国民負担の衡平の見地から、公正且つ妥当な基準に基いて定められなければならない。」といふのでありますから、すなわち今後問題になります在外の資産の問題、これに関連いたしまして、またあるいは内地におきます戦災者の立場、こゝろいふやうないろ／＼の立場の均衡を考えまして、このような法案を提出した次第でございます。

○宮腰委員 それでは水曜日にもまたお伺ひします。

○夏堀委員長 この際本法律案の連合審査会開会の件についてお諮りいたします。本法律案につきましては、海外同胞引揚特別委員会より大蔵委員会に対し連合審査の申出でありましたが、右申出を受諾して、海外同胞引揚特別委員会との連合審査会を開会するに異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○夏堀委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

右連合審査会開会の日時等につきましては、委員長に御一任願ひます。

なお本法律案につきましては、引揚同胞に対する経済的影響の大なるにかんがみまして、海外引揚げ関係者を参考人として招致し、種々なる意見を聴取して、本法律案審査の参考といたしたいと思ひますが、この点御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○夏堀委員長 御異議なしと認めまして、さよう決定いたします。

なおお招きいたします参考人の選定その他の手続等につきましては、委員長に御一任願ひます。

本日はこれをもつて散会いたします。

午後零時四十一分散会

昭和二十六年十一月九日印刷

昭和二十六年十一月十日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷 片